

大規模行為基準

	行為の種類	行為の規模
(1)	建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ13mを超えるもの 建築面積1,000㎡を超えるもの
(2)	建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更に係る面積が400㎡を超えるもの
(3)	プラント類、自動車車庫（建築物とはならない機械式駐車装置）、貯蔵施設等の建設	高さ13mを超えるもの 建築面積1,000㎡を超えるもの
(4)	電気供給施設等の建設	高さ20mを超えるもの
(5)	(2) から (4) まで以外の工作物	高さ13mを超えるもの
(6)	太陽光発電施設の設置	パネル面積3,000㎡を超えるもの （施設をフェンス等で囲う場合は、フェンス等で囲われた敷地面積3,000㎡を超えるもの）
(7)	土石の採取又は鉱物の掘採	面積3,000㎡を超えるもの 生じる法面・擁壁の高さ3mかつ長さ30mを超えるもの
(8)	土地の形質の変更	面積3,000㎡を超えるもの 生じる法面・擁壁の高さ3mかつ長さ30mを超えるもの
(9)	屋外における物件の堆積	堆積の高さ3m又は面積1,000㎡を超えるもの
(10)	建築物又は工作物の外観に表示される特定外観意匠	面積25㎡を超えるもの